

青森市立荻町小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめの認知

教師が見付けたり、子どもや保護者等から訴えがあったいじめの被害のうち、学校が関係児童等から事実確認をし、いじめの定義に該当するいじめであると学校が判断したもの
(いじめ防止対策推進法)

☆いじめの認知についての追加事項（平成29年10月改定）

- ・「自分より弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する。アンケート・・・直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合、いじめとして認知する。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) いじめに関する教職員の職務

- ・すべての児童が心身ともに安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他、関係者との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見及び早期対応を行う。
- ・いじめの認知については、本人からの訴えはもちろん、保護者、友人等誰からの報告であっても「いじめの事態を心配している人から報告があった。」と受け止め、適切かつ速やかに対処し、その再発防止に努める。

2 いじめ防止の具体策

(1) 未然防止について

①授業改善

- ・授業に携わる全ての教職員は、互いの人権を尊重し合う中での授業実践に努める。児童が他者の人権を否定する言動をした場合、指導者は毅然とした態度で適切な指導にあたり、望ましい人間関係の構築に努める。

②児童の居場所づくり・絆づくり

- ・学級担任は、児童理解と生徒指導の機能を生かした学級経営の充実に努める。
- ・教職員は、児童が所属意識や自己有用感を自覚することができるよう連携して支援、指導にあたる。

③いじめに関する授業実践

- ・児童の実態を踏まえて、いじめ防止に係る指導内容を位置付けた年間指導計画（道徳や学級活動等）を作成し、計画的に実践する。

長期休業の前後（7月、8月、12月、1月）には、必ず実施期間を設けて全学年が授業を実践する。

- ・全校児童を対象としたいじめ防止啓発活動

- ・全校朝会での講話（校長、いじめ防止推進教師、生徒指導主任）
- ・児童会を中心とした活動
（「朝の挨拶運動」、「緑化活動」、「荻小っ子集会」、「みんなで遊ぼう会」）

(2) 早期発見・早期対応について

①日々の児童観察

「どの場面で」「どのような視点をもって」児童の変化に気付くかを教職員一人一人が理解して日々の観察に努める。（参照：「資料 いじめられている児童のサイン」）

②児童のいじめ申告アンケートの実施

- ア) 毎週金曜日、申告アンケート（たばしろうっ子の振り返りカード）を家庭に持ち帰らせ、月曜日にいじめ防止推進教師へ提出。
- イ) いじめ防止推進教師は全アンケートに目を通していじめの有無を確認する。
 - ・いじめの可能性が認められた場合 校長へ報告し、対応を協議する。
 - ・いじめが認められなかった場合は、校長→教職員の順に報告する。

③教職員間で情報交換をし、教職員間の温度差を解消する。

- ・毎週１～２回、職員朝会や職員終会で行う。
- ・いじめ防止推進教師は、児童の申告アンケート集計結果を情報提供する。
- ・定期的な校内研修を位置付け、教職員の資質向上を図る。（いじめ防止に係る市教委及び県教委の各種研修講座資料等を活用）

④児童対象の「心のアンケート」調査を実施する。

生徒指導主任が中心となって年３回（６月・１１月・３月）実施

⑤学級担任による児童との面談を実施する。

生徒指導主任が取りまとめた「心のアンケート」結果をもとに、学級担任が年３回（６月・１１月・３月）実施

⑥保護者対象のアンケートを実施（１２月）する。

⑦保護者や地域住民等からの情報受入体制を整備する。

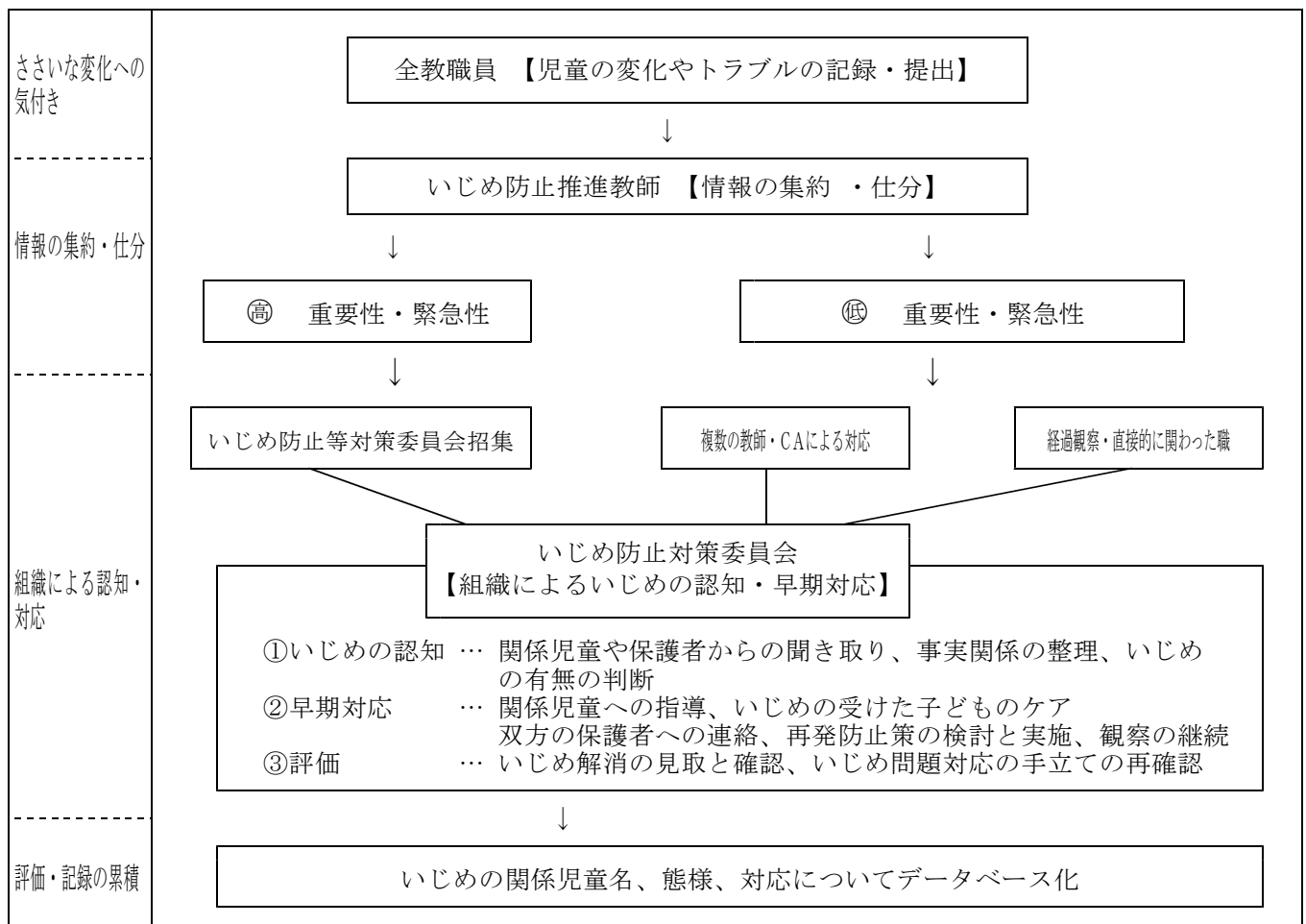
家庭訪問や電話訪問、参観日等を通して情報を交換し変化の把握に努める。特に長期休業に入った直後と始業式前後の期間中、学級担任や部活動指導者は、必ず保護者との情報交換の場をもち、児童の変化の気付きに対応するよう努める。

地域懇談会（６月、１１月）や学校支援コーディネーターとの情報交換を通して、児童の変化の気付きに対応するネットワークを整備する。

学級担任やいじめ防止推進教師は、菟町小学校放課後児童会や菟町小学校放課後子ども教室との情報交換を日常的に行い、ネットワーク体制を整備することに努める。

（３）教職員による組織的な体制整備について

- ①校長がいじめ防止推進教師（菟町小学校は教頭がいじめ防止推進教師）を任命する。
- ②いじめ防止推進教師を中心とした組織によるいじめの認知・早期対応に努める。



いじめ防止等対策委員会構成員

○校長

いじめ防止推進教師（教頭）

教務主任、生徒指導主任

養護教諭、関係職員

市教委カウンセリングアドバイザー

PTA 会長、学校評議員

民生員主任児童委員

いじめ防止推進教師の役割

①情報の収集要請 ②情報の集約 ③情報提供者への確認

④仮処分・校長への報告・対応

⑤いじめ防止等対策委員会での協議の推進

⑥進捗状況の確認（保護者への連絡等）

⑦データベースの整備 ⑧未然防止の対策立案

⑨その他

（４）教職員の資質向上について

①いじめ防止等に関する校外研修への参加（市教委主催研修講座、県主催研修講座等）

②関係機関を活用した校内研修（市教委指導課少年育成チーム等）

（５）青森市教育委員会への報告

①月例報告 … いじめ状況報告書提出

②いじめ対応シート … いじめの認知及び初期対応後に提出

③重大事態が起きた場合、国が示したフロー図に従い、市教委に速やかに報告し、連携して対応する。

３ 重大事案への対処

長期欠席・心身の不調等、生命・心身または財産に重大な被害が生じていたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがある場合への対処

（１）対処の流れについて

①該当する事案が発生した旨を、青森市教育委員会に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

②青森市教育委員会と連携しながら、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係の調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者及び課外児童・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

⑤（状況に応じて）全校児童への一斉指導を行い、いじめの再発防止、未然防止の対策を行う。

⑥（状況に応じて）保護者説明会を開いて説明するとともに、再発防止に向けた理解と協力を求める。

（２）当該児童への継続的な指導

①被害児童への指導

・所属意識や自己有用感の回復に向け、学級担任、養護教諭等が連携を密にしながらケアにあたる。

②加害児童への指導

・学級担任だけでなく全教職員が保護者と連携して、自分とは違う他者と望ましい人間関係を築いていく上で必要な資質を向上させるための指導を継続する。

４ 学校評価

いじめに対するアンテナを常に張り、いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うため、次の２点を学校評価に加え、本校の取組を評価・改善する。

（１）いじめの早期発見に係る調査等の取組に関すること。

（２）いじめの再発防止に係る児童との面談に関すること。

（３）いじめ防止の効果的な組織体制に関すること。

（特に、学習中、休み時間、放課後等の児童観察と教職員の役割）